

平成20年9月

太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成20年9月4日(木)開会

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成20年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成20年9月4日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第69号 太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第70号 太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について
日程第3 議案第71号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第72号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第73号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第74号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第75号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第76号 太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第77号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第80号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
日程第11 請願第4号 郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願
日程第12 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	清水 章 一 議員	副委員長	小 柳 道 枝 議員
委員	長谷川 公 成 議員	委員	渡 邊 美 穂 議員
〃	門 田 直 樹 議員	〃	佐 伯 修 議員
〃	武 藤 哲 志 議員		

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長	石 橋 正 直	協働のまち推進 担当部長	三 笠 哲 生
市民生活部長	関 岡 勉	教育部長	松 田 幸 夫
議会事務局長	白 石 純 一	会計管理者	古 川 泰 博
総務・情報課長	木 村 甚 治	経営企画課長	今 泉 憲 治
管財課長	轟 満	協働のまち推進課長	大 藪 勝 一
税務課長	新 納 照 文	納税課長兼 特別収納課長	鬼 木 敏 光
教務課長	井 上 和 雄	学校教育課長	松 島 健 二

生涯学習課長 古川芳文
市民図書館長 吉鹿豊重
会計課長 和田有利
議事課長 田中利雄

中央公民館長 木村 努
文化財課長 齋藤 廣之昭
監査委員事務局長 井上 義

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 茂田和紀

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） まず、委員会の開会に先立ち、委員の皆さんへ本日2名の傍聴許可をいたしておりますので、ご報告申し上げます。次に、傍聴される皆様には委員会中はお手元の傍聴の際の注意事項をお守りください。また、審議内容によっては討論・採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から総務文教常任委員会を開会いたします。今回、当委員会に付託されております案件は、条例の廃止1件、条例の一部改正8件、補正予算1件、請願1件、意見書1件です。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第69号 「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

まず、今回改正の趣旨でございますが、本条例中で引用しておりました別の条例の条文が繰り下がったことに伴う一部改正でございます。内容は、名誉市民の称号授与の決定につきましては、太宰府市表彰条例で定めた選考委員会の意見を聞くこととなっておりますが、表彰条例の中におきまして、選考委員会規定がこれまで第11条となっておりますが第13条へ繰り下がりましたので、今回整合性を図るための一部改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この新旧対照表を見ますと、第2条に、名誉市民は、選考委員会で意見を聞いて、そして、議案第62号で全会一致で可決をされたわけですが、ある一定、選考委員会で意見を聞くとなっておりますが、選考委員会の経過が一点ですね。私も議会で同意を求められたわけですから、大変私も元市長についてはよく知っておりますが。それとですね、関連がありますが、毎年功労表彰、善行表彰をされておりますが、今回はこの表彰関係について、善行表彰、それからこういう功労表彰との、それから称号とかありますが、2本立てでいくのか1本立てでいくのか。補正予算の関係では130万円計上されております。それのかかわりがあ

りますが、この辺についてももう少し説明を受けていたほうが良いと思いますので。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） まず、今回の名誉市民の称号を与えることについては、去る8月の20日に今年度2回目の太宰府市表彰選考委員会を開催いたしております。その場におきまして市長のほうからごあいさつと、今回提案を申し上げる伊藤善佐氏の経歴等含めてごあいさつをいただきまして、委員の皆様には審議をいただいております。その中で、委員の皆様については意見としては肯定的と言いますか、そういう意見がほとんどでございまして、まあ、遅きに失したんじゃないかと言われるような方も中にはおられました。今回公職をすべて引かれたという時期でございまして、そういう形のご提案に対して、皆さん方の全会一致で賞を授与することについては決定をいただいております。

次の今回の表彰式につきましては、11月3日文化の日に、これまで行っておりました太宰府市の功労者・善行者表彰と一緒に、同じ日に行いますが、時間としてはずらして、1部が功労者・善行者表彰、2部が名誉市民の表彰という形で現在計画をいたしております。そういうことから、場所についてもこれまで市役所の4階の会議室で行っておりましたのを、今回太宰府館の3階のホールのほうに場所を変更いたしまして、そちらのほうで会場等を設営してですね、まず、大体今の予定では朝の10時ぐらいから善行・功労関係、そして、それが一通り終りまして、次に11時から名誉市民の称号の授与式という形で現在計画でございまして、

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第69号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第70号 「太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について」

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第2、議案第70号「太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 見直しをした背景をまず先にご説明いたします。今年の行政監査の中で附属機関についての見直しの指摘がございました。その中身については、十数年も開いていない附属機関がある。目的達成している分については廃止してもいいのではないかと。それと、中身が今の現状にそぐわないものもあるのではないかとということで、附属機関関係の一斉点検を行いました。その中で、総合計画審議会条例につきましては単独で今条例がありますがけれども、附属機関の中の一つに入れるべきだということで、次の議案の中にもありますけれども、総合計画審議会については単独の条例を廃止して附属機関の中に入れるということでご提案をいたします。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、議案書41ページの中に条例として太宰府市総合計画審議会というのが入っております。今、説明がありましたが、見直しをしたと。そうすると、この条例であった太宰府市総合計画審議会を、新旧対照表の中では附属機関設置の一番初めになっております。だから、条例上でいう権限があった審議会が附属機関として設置された場合の効力とか、条例上で定められた効力と附属機関で出された、審議された内容についてはどういう状況になるのか。条例というのは最高の部分ですよ、市の法律ですから。ところが附属機関で審議されて、こっちでは廃止しますよ、附属機関には入れますよ、となっているわけですね。だから、そこで本来総合計画審議会にもいろんな委員が条例に基づいて審議をされる。太宰府市の総合計画でいろんな今までの経過があるようですが、まずこの部分が、早く言えば条例と附属機関の違いが一点。

それから、今担当課長から見直しがなされたといいますが、この新旧対照表で献血推進協議会が廃止、交通安全対策協議会が廃止、それから高齢化対策協議会も廃止、老人ホーム入所判定委員会も廃止、太宰府市緑地保護委員会も廃止、太宰府市障害児保育事業委員会も廃止、同じく指導委員会も廃止。で、次のページに景観まちづくり懇話会があります。特に今、市長が景観まちづくりをやろうとしている、こういう部分についても廃止、それから以前も論議になりました地域省エネルギービジョン策定委員会も廃止、それから学校施設開放運営協議会が廃止、太宰府市立学校週5日制推進委員会が廃止。こういうものがどういう形で、議会には一切ありませんでした。議会なしに、まあ、附属機関ですから市長の権限で廃止することができますが、ある一定、こういうものをなくしたい、こういう目的はもう終わったというのがあって私ども同意すべきですが、もう決まりました、承認してくださいというところにも少し問題点があると思うんですよ。だから、この項目的にこれだけの附属機関を廃止するにあたって協議がなかったということは、私どもの議会の同意が必要でないということなのか、ということで

すよ。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○ 経営企画課長（今泉憲治） まず一点目の附属機関と単独条例の違いといいますか、同じく条例の中に位置づけておりますので、上とか下とか変わるものではありません。それで、今まで単独で作ってございました条例については規則と言う形になりますけれども、内容が異なるというわけではございません。そもそも、総合計画審議会条例は市長の諮問に応じて必要な調査、審議を行うというふうになっておりましたので、それを当然附属機関に位置づけるべきものだというふうに考えております。

二点目の、それぞれの廃止、見直しの部分につきましてはここにご提案しておりますので、それぞれの理由がございましょうからご質問いただければと思います。廃止した主な理由としましては、とりあえず当分の間開く必要がない分については一旦落とすというのもございまして、もう目的が一定達成したから廃止するという部分もあったというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員、附属機関設置に関する条例に関しては議案第71号でまた議案の分でありますので。

どうぞ。

○委員（武藤哲志委員） こういう形で新旧対照表が出てくれればね。ただし、やはりそれなりに事前にね。ぼーんと出してきて、条例と附属機関という関係ではやはり議会で承認と求めなきゃなりませんから、ある一定なぜ見直しすべき問題があったのか。私どもこの内容は全然知りませんしね。だから、市長の権限ですから出来ますけど、太宰府市の将来のまちづくりの問題含めてすべきじゃないかと。条例から附属機関に変える、もともと条例があるならば条例改正については具体的にですね、それなりの場を設けて説明せざるを得ないんじゃないかなど。もう決まりました、承認してくださいと。こういうものは私ども承認しないわけにはいかないんですよ、ある一定。ルールが違うんじゃないですかと私は言っとなるのです。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） この附属機関に関する条例が昭和60年に制定されていますが、その時点で単独で条例があるものについては、その条例を改正等する時に附属機関の中に入れていこうという一つの目安がございまして、今回総合計画審議会についてもその附属機関の中に入れるようにしたわけですが、全く、単独の条例と附属機関に位置づけることは全く違うことはありません。全く一緒です。ただ、附属機関の条例の中に入れますと条例そのものがなくなるわけですから、今度は規則に落とすということになります。規則の見直しは議会の議決を必要としないので、市長がその都度判断しながら、改正が必要であれば改正が出来るという、その違いが出るということでございます。昭和60年に附属機関を設置する条例を制定した時に、本来はこの姿で行くべきだという一つの約束がございましたので、今回総合計画審議会の一部を見直すということになりましたので、附属機関のほうに条例を入れるということにいたしましたとこ

ろでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 条例ではね、具体的に市長から答申を求める、その答申に基づいてどうやっていくかというのがあるんですよね。ところが、附属機関では具体的に審議をして、どういふうな諮問をされるかわかりませんが、効力の違いが大きくあるというのがまず第一点ですよ。

二点目にね、関連しますが、それぞれ廃止された中で、そういう各委員というのが市長が委嘱していたのが、議会のこの短時間の間に委嘱された人たちは廃止されました、あなたは委員ではありませんよという通知も出さざるを得ない。こういう問題も出てくるんだけど、そういう内容の説明もないまま審議をされているんですよね、私どもは。これはどうされるんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 全く、武藤委員が心配されていることはございません。効力の違いは全く、条例であろうが附属機関の設置に関する条例の中に入れられても、全く効力の違いはございませんで、条例と同等になります。

それから、委員の委嘱等につきましても、今までは太宰府市総合計画審議会条例第何条の第何に基づいて委員を委嘱しますという形になっていたのが、今度附属機関の中に入りますと、太宰府市総合計画審議会規則第何条に基づいて委嘱しますということで、名称が変わるだけで全く委員会そのものについては変わることはございません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員

○委員（武藤哲志委員） 関連する問題があるけども、廃止された時にね、委員に委嘱されているでしょ、審議委員に、規則に基づいて。この人たちにはどう対応するんですか。

○総務部長（石橋正直） それぞれの条例に基づく委員会等はまだまだありますが、それぞれ任期がございまして、任期がまだ残っているものについては、そういう委員会を廃止した旨の連絡はする必要があると思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これでは10月1日から施行するとなっていればね、10月ということはもう1カ月もないわけですから、こういう廃止をしましたというのを、やはり委員として委嘱しているならばその対応をせざるを得ないのではないかなと。一年先ならともかく、もう1カ月後ですから。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 任期途中のものはございません。すでにもう任期を全うされているものばかりで、今後新たに委嘱するという形になります。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これ以て質疑を終ります。

これから討議を行います。討議はありますか。

武藤委員

○委員(武藤哲志委員) 議案第70号についてですが、条例から附属機関に移す場合とかいろいろな関連する内容があるんですが、やはりそれなりに理由を事前にですね、やはり説明をいただきたい。出されたうえですぐ審議をするというのはですね、私ども長い間、昭和44年から設置してきて太宰府の北谷、内山地域を白地にするとかですね、市街化区域にするとか、今後の都市計画をどうするかというのをやってきた。条例上で審議をして、条例上で予算処置を講じてきたことは今までの経過から見て明らかなんですよ。それを附属機関に変えて何も変わりませんからという内容であるにしても、事前協議が必要ではなかったかということ、私としては、賛成はいたしますが、付け加えておきます。

以上です。

○委員長(清水章一委員) 他にありませんか。

これで討議を終ります。

採決を行います。

議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第70号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第71号 「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長(清水章一委員) 次に、日程第3、議案第71号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」当委員会所管分を議題といたします。

おはかりします。

本議案の所管分につきましては、設置1件、廃止2件、名称及び担当事務の変更1件、文言の整理1件、合計5つの附属機関に改正等があります。

そこで、まず執行部より全ての附属機関に対する補足説明を受けた後、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、新旧対照表の上から順に執行部からの補足説明を求めます。

まず、太宰府市総合計画審議会と太宰府市公文書館構想調査研究会についてお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 一番上の太宰府市総合計画審議会につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

市史編さん委員会につきましては、先の附属機関見直しの中で、市史は発行完了しております。この目的と名称はおかしいということがございましたので、目的を再設定し、名称を変更しまして、太宰府市公文書館構想調査研究委員会というふうに改めたいということでございます。以前は、目的の中に市史の編さん計画の立案及び決定すること、というふうなことを廃止いたしまして、新たに公文書館構想についての調査研究をすること、ということで目的の再設定と名称の変更をしたものでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 次に太宰府市学校施設開放運営協議会についてお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 太宰府市学校施設開放運営協議会の廃止につきましてご説明いたします。この協議会は学校施設の開放に伴います施設の円滑な運営を図るため、学校施設の開放日時及び運営につきまして教育委員会に意見を述べるものとして設置いたしておりましたけれども、学校施設の開放そのものが広く一般市民に定着をし会議開催の必要がないことから、長期間にわたって委員の委嘱と会議を行っていないもので、今回の附属機関の見直しに伴いまして廃止することにいたしましたものでございます。

以上でございます。よろしくご説明申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 太宰府市立学校週5日制推進委員会と太宰府市適応指導教室運営委員会についてお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この太宰府市立学校週5日制推進委員会につきましては、市立学校におきまして週5日制の適正で円滑な運営を図る目的として委員会が設置されておりましたが、平成14年10月以降この会議につきましては開催をしていないこと、また、週5日制につきましては現在定着していることによりまして、今回廃止をさせていただくものでございます。

次に太宰府市適応指導教室運営委員会についてでございますが、これは文言の修正でございます。登校拒否児童、生徒を、不登校児童、生徒に改めるものでございます。これは現在登校拒否という言葉が使われておらず、不登校という表記がなされている関係で文言の修正をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず太宰府市学校施設開放運営協議会で廃止ということですが、私ど

もこの予算書の213ページ、平成20年度の予算書の中にですね、学校施設開放関係費で開放管理員と委託料合わせて750万8,000円が当初は計上されているんですよ。これだけ予算を、7つの小学校、4つの中学校の学校施設を開放するために当然管理員があり委託料があるわけですが、それと併せて、社会教育の体育指導員関係があったり、さまざまな形で日常的に体育館があり運動場がありますね、こういう開放施設を使うためには管理員があったり委託の関係があるんですが、開放時の日時の運営について、予算上の関係とここの協議会、これが開催をされていないということですけど、やはり今度の学校5日制の関係で土曜日曜、今までは土曜はあったんですが、土曜日が学校週5日制になり地域の開放関係で、どのように学校施設を開放していくのか。特にこの期間的には体育祭があったり、それから中体連があったりですね、開放、校庭開放、体育館の開放の問題について。

それから、やはりさまざまな形で今学校にも不幸な事件があって、学校訪問する場合も厳しい状況もあるんですが、そういう安全性も考えたうえでの内容を具体的に、要綱的なもの、対策的なものが、具体的に要綱的で明確にされているかどうか。ただ、もう附属機関として必要がないから、開いていないからという形で廃止をすることが可能かどうかですよ。先ほども言いましたように、やはり長所もあれば短所もあるわけですけど、あってしかるべき、起きてから後はどうするか。もう規則もない、問題が起きた時に対策を講じるような状況ではですね、問題点もあるんじゃないかと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 今、委員のほうからご意見をいただきました学校開放につきましては、例規でいきますと太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例並びに太宰府市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則という両規定に基づいて開放をいたしておるところでございます。ただいまご提案申しました協議会につきましては、同規則の第13条で規定いたしておりましたもので、この分を削除するというところでございます。日ごろ開放時におきましては小学校7校、中学校4校、それぞれに学校開放に伴います管理員を置きまして、一般開放並びに定期利用団体の使用時につきましては鍵の開放、施錠関係ですね、その辺の管理を行っておるところでございます。この協議会につきましては学校開放が始まりました当時、開放の日時、運営方法等について協議をいただいていたものでございまして、現在は定期練習の団体を中心に、学校ごとに1年に1回、学校、利用者、行政、管理人と集まりまして、協議、調整を行っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 関連して少しお伺いしたいんですけれども、まず、こういうふうな開放運営協議会がなくなるということで、今後の開放の内容については所管が判断されるということだと思いますけど、その中で、いわゆる定期利用団体の取り扱い、あるいは認定、定期団体として認定する、その考え方についてお考えをお尋ねしたいんですけれども、もしそういうふ

うな希望が同一時刻で競合するような場合、今のところ1年間の実績云々ということがあるみたいですけども、はっきり言って明文化したものは見たことがないんですよね。空いてる所では割とゆるやかな、まあいいでしょうと、もう担当レベルで。しかし、競合するような時には1年間云々というのがあるんですけど、しかし、1年間も、どこがどのくらい、1年間そこに、そういう意思を持ってですね、継続した使い方をしているか、していないかというのは全然分からないわけですよね。いざ時期が来て、やってきたけどだめだったとかいうこともあるし、あるいは、特に年度始めになると思うんですけども、指定、いわゆる定期利用団体の認定というその時点で競合した時に、ここを聞きたいんですけども、まずはやはり体育協会に加盟しているか、いないかとかいう点。あるいは、営利、非営利はもちろんだと思うんですけども、太宰府市民の率、若干、市外者がおられる分はあると思うんですけども、やはり太宰府市民を中心に行っているか、していないか、そういった点。また、使用頻度ですね、本当に定期的に継続の意思を持って使っているか、そういったことを基に判断されるのかどうか。今私が言ったようなですね。その辺の所管のお考えをお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 今、委員のほうからご質問がありました点につきまして、お答えさせていただきます。学校開放、公共施設のスポーツ施設につきましても同じことですが、利用の方法といたしまして、定期利用として利用する場合と、それから一般受付ということで利用する、この二通りに別れるだろうというふうに思います。この定期利用につきましては1年で終ることなくですね、継続した、やはり練習が継続されていくというふうなことにおいて、練習の場所を確保する配慮を市としてはすべきではないかということで、定期利用の団体の位置づけをしておるところでございます。したがって、一般の希望する団体の受け付けにつきましては1か月遅れということで、定期利用の団体の希望が先に施設を押さえられるというところにいたしておるところでございます。

また、ご質問の市民と市民以外の方の利用ということでございますが、詳細にわたって確認はいたしてはおりません。ただ、市の施設でございますので、当然市民の構成する団体が利用するというにおいては、市外の方の利用に比べて当然利用料も倍ということになりますし、そういう面では市民の利用を優先すべきだろうというふうには考えます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） すでに定期利用団体として認めている分に関しては利用者の名簿は全員分提出しているから、その率というかな、わかっているはずですね。で、それ以外の団体に関して。それから、さっきひとつ、体育協会等の加盟はその中の比重というのがあるのかどうかを今お答えなかったのをお願いします

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 体育協会に加盟している団体を優先するのかということにつきまし

では、まあ一般の市民の方とどういうふうに違うのかと。定期練習の団体につきましては、ほとんどがだいたい体育協会に加盟しておられる団体というふうに認識をいたしております。バレーボール、バスケット、ソフトボール、野球と、まあそれぞれリーグ戦なり定期練習ということで施設の利用をしていただいております。体育協会に所属されております会員につきましては、まあ一般の軽スポーツとはまた違いまして、競技志向のスポーツというふうな認識を持っておりますので、なおさらのこと、やはり定期的な練習が必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 確認させていただきたいんですけど、施設使用をする時にですね、一日中練習なり試合、まあ練習試合なりする時があると思うんですけど、一団体に借りられる時間の上限とかはあるんですか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長

○生涯学習課長（古川芳文） 練習につきましてはおおむね2時間ということで考えておられて、大会等につきましては、これは2時間で終るものではございませんので、終日と、準備を入れると2日となりえることもあります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第71号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例について」

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第4、議案第72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」内容等ご説明いたします。

今回改正の趣旨は、昨今の社会情勢において公務員の勤務条件の適正化が求められていることから、国家公務員の人事院規則の例に準じまして、無給休暇として組合休暇を新設することに伴う一部改正でございます。

内容は、第11条で定めております休暇の種類に、新たに組合休暇を入れております。

次に、新たに第15条の2として項目を起こしまして、組合休暇の項目を挿入いたしました。第1項で、登録職員団体の業務に従事する場合であること、第2項で、当該職員団体及び上部団体の機関の業務に従事する場合であること、第3項で、30日を超えない範囲であること、第4項で、その勤務しない1時間につき給与を減額することを定めております。

また、第16条の見出しに、新たに組合休暇を入れております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） これは市の組合とは話し合いを当然持たれたと思うんですけども、その経過と結果について教えてください。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） このことにつきましては組合とも約1年、ずっと協議を続けてきておりました。で、最終的に、やはり現在の社会情勢から透明化と言いますか、勤務条件の透明化が必要であるということで合意はいたしております。そして、最終的に、この減額することについては組合の中でですね、どうするかということは役員会等で話を行っていくということで、現時点では合意はいたしております。

それと、職員団体の登録につきましても、組合のほうで今、公平委員会のほうに登録しているということで、作業を進めておるところでございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずですね、今日の新聞にも載っておりましたが、社会保険庁のヤミ専従問題が朝刊にも載っておりましたが、当然この組合活動というのはですね、公務員にはスト権がありませんし、大変厳しい制約があって、そういう中で職員組合としての県の会議があったり、さまざまなんですけど、まず30日以内というこういう状況が、国の法律が出されて地方自治体に出されるんですが、当然、後は無給を補償するのは、組合が補償することはもう関知すべきことじゃないから、そういう状況になると思うんですよね。

それで問題は、どの範囲まで所属長が認めるのかどうか。組合には三役といわれる職員組合の委員長もいれば、副委員長もいる、書記長もいますね、それから各執行委員もいますし、構

成された組合員もいるわけですが、以前から見ますと、勤務に支障のないように、朝8時から8時30分まで、現在の市との話し合いの内容についてという形でやられているようですが、さまざまな問題で過去、私も職員組合の活動を見ておいて、この第15条の2第2項、任命権者は職員が職員団体の規約に定める機関で規則で定めているものの構成員として、とあるんですが、だからこの組合活動に従事する者と、そういう役員と一般組合員との、この部分の範囲は拒否することが出来るのか、申請があれば認めなければならないのか。現在この300人近くの中で二百数十名が組合員という、皆さんも職員になられた時には当然組合員だったと思うんですが、今管理職になると組合を離れますが、どの範囲をですね、所属長に申請をすれば認めざるを得ないのか。この辺は内部検討されたのでしょうか、組合との協議で。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） まず範囲でございますけども、これまでの組合からの、まあ職免で与えておりました内容等もずっとこれまで協議をしてきました。基本的にうちの内部での役員会等は時間外、17時から以降で全てやっております、どちらかと言えば時間内に入る分は上部団体、自治労の県本部のほうの会議、その辺がだいたいほとんどでございました。そういうことから、上部団体の役員も入っておりますので、そのような役員の機関として動く場合には、やはり休暇の申請が今後も出てくると思っております。

それと、その休暇の申請が出た場合の権限につきましては、義務として与える、あるいは権利として持つておるものではなくて、あくまでも承認制度、休暇の承認制度の中でいきますので、認めるか認めないかは市長のほうの最終的な権限の範囲の中に入っておるということでお答えしておきたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員

○委員（武藤哲志委員） 今言うように、職員組合の委員長、副委員長、書記長とか。だから、委員長になれば日常的に筑紫地区の会議があったり、甘木朝倉関係の会議があったり、県があったり、全国会議があつてですね、組合活動としては30日では足りないと思うんですよ。毎月の、まあ夜の会議もあるかも知れませんが、さまざまな形でですね。そういう場合はどの範囲まで、先に言いましたように、三役、執行委員までを見るのかどうか、一般組合員まで見るのかどうか。この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） まず範囲は、一般組合員まで入るということで対象としては考えております。これまでの例でいきますと、今の三役あたりで年間ベースでは7日、1週間分です、7日以上のだいたい日数は必要になるかと思っておりますが、現在でも有給休暇で行ったりしておりますので、実際の日数と言うのは正確には持つておりませんが、実際に7日以上を超えるのは三役だろうということで組合のほうも言っております。それと30日の条文です、これは1人30日以内ということでございますので、それが10人もおれば300日になりますけども、他の組合員につきましては、ほとんど半日でありますとかですね、時間的なもの

でいっております、トータルで年間を通して1週間以上もなるのはですね、ほぼ三役のいろんな会議、そのくらいしか想定としては、組合のほうもそのぐらいだろうということっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員

○委員（武藤哲志委員） 今課長が答弁したように、年休を利用して、そのうえに30日ってある。

そうすると、組合活動が、年休を利用し、組合員、構成員含めてですけど、行政側の執行に対する不満があった場合、年休を活用した場合、任命権者としては組合活動の年休を認めないということも市長として、まあ管理者として、組合が対抗してくることについては年休を認めない、先ほど言いましたように組合活動としてですね、ボイコットとかいろいろな戦略的な組合活動というのはいろんな形で考えられるわけですが、その時の年休も認めない。それから組合活動として全員がそうことあり得ないからとか、いろいろそこで処分が検討されるのかどうか。私は職員組合の組合員でもありませんけど、こういう状況になったときは市長として、また、あなた方が上席として年休利用、それから組合活動を拒否することも出来るのかどうか。この辺どうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村基治） これまでのずっと、組合の歴史の中でも一斉休暇闘争ですか、そういうこともずっとあってきて、実際にそれに基づく時期の変更権の発令とかですね、そういうこともこれまでの歴史の中でもありますけれども、近年の社会経済情勢の中での労働運動のスタイルもちょっと変わってきたようなことも感じております。それと、基本的にやはりそういう一斉休暇というそのような状況を生み出さない努力を普段から組合との協議の中でしていくことが求められておるといことが、当局としても常に考えておかなきゃいかんというふうに感じております。そういうことから、年休は組合員の権利ということでもございますし、まあそれを許可するのは執行部、当局の、市長の権限ということもありますけども、そのような中で、お互い普段のですね、話し合いを通して闘争ということが生み出さないような形の労使の関係というのを築いていくのが必要であるというふうに感じております。

以上です。

（武藤委員「もう1点」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 組合員に法的になれないという職員、その執行上に組合員の資格を離れなければならないという職員が法的にあります。その職員の中でですね、係長までは組合員の資格があるわけですが、部署によっては組合員の資格を一時的に、そこに任命されれば離れなければならないかもしれませんが、職員の中で組合に入っていない職員というのは現在のところあるのかどうか、この辺は。やはり全員が組合員の資格があれば職員組合に入っているのか、職員組合に入らないという職員というのがあるのかどうか。



○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 対象となる職員の中で入っていない職員はいます。人数としてはちょっと私も承知しておりませんが、いるかないかということであれば、いるということでお答えしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 職員組合に入れれないというのは、まず人事係に職員が配置されれば組合員としての資格を一時的に停止されるという、そういう問題があるでしょう。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 昨今のマスコミでも、マクドナルドの店長が管理職かどうかかですね、そのような問題もありまして、なかなか、どこまでが管理職の対象とするかですね、範囲に含めるかというのは、今言われましたように人事系の業務になると、一般の職員であってもやはり組合員であること等の兼ね合いは難しいというのはございます。しかし、現時点ではあまりそれを増やすと組合員の対象が減るということで組合のほうもですね、困るということがございますので、これまでの話し合いの中で出来た課長及び人事担当係長でありますとかですね、企画の担当係長というその範囲は崩さずにですね、今までどおりの形の中でやってきております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員

○委員（武藤哲志委員） そこはちょっと明確にせんと、法律上の関係では。二股をかけてはいけないという状況を私どもは説明を受けてきとったんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 指定管理職としてですね、定めておりますので、その範囲の中で、係長であっても組合に入っていないというのは、それは明確にしております。ただ日常どうしても給与等を扱う、守秘義務がある職員もおりますので、一般職員もおりますので、その辺は権限として淡々と事務だけさせるということで日常業務を行っております。

（武藤委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第72号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第73号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 次に日程第5、議案第73号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案第73号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」内容等ご説明いたします。

今回改正の趣旨は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うための一部改正でございます。

主な内容は第3条の、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、第3号で、育児休業中の職員が疾病等により育児休業を取り消された後に疾病等の状態が回復した場合、状態が回復した場合、そして第4号で、育児休業が終了し復職したが、引き続き配偶者がその子供を引き続いて3カ月以上にわたり育児休業などの方法で養育した場合、これらの場合に再度の育児休業ができることとしました。

次に第6条で、育児休業をした職員の勤務復帰後における号給の調整を改正いたしております。これまで育児休業期間の2分の1を勤務した期間として、昇給の場合等の号給の調整を行ってまいりましたが、これを国家公務員の例に準じまして100分の100以下に改めております。

次に第8条、部分休業の規定を、第1項で部分休業は30分単位、第2項で育児時間を除いて1日2時間の範囲内と規定の整備を行っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） これも前と同じですけど、当然これも組合との調整は行われていると思いますので、その経過と結果を教えてください。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） これにつきましても、法律改正から組合とも協議を行っております。組合と合意のうえで今回条例を行っております。

（武藤委員「委員長」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 新旧対照表の12ページ、第3条の第3号で、両親というのがですね、該

当職員の負傷、疾病、こういう新しく内容が大きく変わった中に、もしくは精神上の障害により、というのが入ってきたんですが、男性であれ女性であれ育児休業が一方が取れるという場合もありますし、さまざまな形で、妻が勤務し夫が育児をするということも可能だと言うふうには受け止めますが、この、精神上に、は、お子さんの障害が出た場合についてという部分なのかですね、この辺をもう少しちょっと説明いただきたいと。新たに項目が入っておりますから。

それからですね、今課長から説明がありました、育児休業をした職員の勤務復帰後における号給の調整が100分の100以下というのは、早く言えば、育児休業を取った時点の給与が、1級から7級までありますが、その時点で本来は昇給が、ずっとしておれば号数が上がっていくという状況があるんですが、この辺をもう少しわかりやすく。100分の100以下というのは、取った時点である一定遅れがあるのか、元に戻るのか、育児休業を取った場合に。以前はですね、本当に号数が少なかったんですが、何号の何号という、こういう状況がですね、復帰した場合には何の影響も与えないのかどうか。

それからですね、14ページに部分休業の承認で新しく、まあ当然お子さんが、逆にですね、保育所に入れていて、保育所から病気になりましたという場合について、この8条の部分で、新たにこれが、2時間から、当該育児を減じたという状況ですが、これを30分単位と2つに分けられたんですが、ちょっとすぐ来てくださいとか、病院に連れて行ってくれという場合、普通日常勤務をしておいて、部分休業というものが該当するのかどうか。

この辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） まず第3条第3号の疾病の件でございますが、これは産後の、マタニティーブルーじゃありませんけども、産後のお母さん方の負担等で、まあ精神的な負担等の社会情勢もありますので、そういうことから法律改正が行われたものというふうにご覧いただいております。この条例だけで、独自でここを起案したものではありませんので、法律に基づいて同じような形で改正を行っております。

そして、次の100分の100以下、勤務期間の件でございますが、職員が育児休業に入りますと、そこから育児休業の間は、その育児休業した期間の2分の1を勤務したとして、復職後に号給の調整をしております。1年育児休業を取れば半年間だけの勤務期間というふうに見ておいたものでございますが、これは法律改正に基づきまして、今後それが100分の100以下という数字になりましたけども、丸々勤務したものというふうにご覧いただき、勤務期間として見ていくということでございます。これは昨今の少子高齢化じゃありませんけども、そういう中から、育児というのは病気じゃないというような考え方もありますので、復職して、その時に育児休業してたんじゃなくて勤務したのと同じ期間を見ますということで、100分の100以下という形になっております。

それと、育児時間の2時間の件でございますけども、これは項目を分けましてですね、2時

間という形ではっきりして、その中で育児時間は有給でございますが、部分休業は無給になりますので、その中でその辺の振り分けを明確化したということです。それと武藤委員が言われましたように、途中等のですね、勤務時間の、基本的に部分休業は始めまたは終わりにおいてということにしておりますけども、そうは言っても、例えば途中、子供の都合でですね、必要な場合もあるかと思えます。それは有給のほうの育児時間等でですね、対応するという形になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今内容説明いただいて分かりましたが、大変出産後に対してですね、母子のほうがい러んな育児の悩みが出てきたり、い러んなストレスという状況でですね、やはり不安があったり、そういう問題が含まれているんじゃないかなと、精神上という問題についてはですね。その都度の判断力があると思うんですが、今第6条についてですが、こういう状況で100分の100以下ということで、じゃあその間についてはあくまでも無給ですが、無給の範囲は育児休業を取ってすぐ直ちに無給なのかどうか。それとも、ある一定の何カ月間は何らかの補償があるのかどうか。その理由としてはですね、短期、長期という共済制度がある。短期というのは当然皆さんの健康保険の部分ですが、事業主負担まで含め、社会保険という事業主本人という関係がありますが、この共済金の負担はどういうふうになるのかどうか、この育児休業の場合ですね。この辺は全額、育児休業を取られた職員が負担するのかどうか。この辺を説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） まず育児休業に入りますと、給料はすぐ無給となります。その前の産前産後休暇は有給でございますけども、その後の育児休業に入ると無給となります。基本的に給料は出ません。そして、共済の掛金は職員が払わなければなりません。ただ、無給となりますが、共済のほうの育児休業手当金というのがですね、給料の4割、5割ぐらいになりますね、5割ちょっとぐらいが手当金として出ますので、その中で共済の掛金等を個人から払っていただく。事業主負担はこちらのほうで、当局側で事業主負担分は払っております。

そういう形になっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 手当金というのは何カ月ぐらいですか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 子が1歳に達する日までです。

（武藤委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 他にありませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 確認ですが、13ページの新旧対照表ですが、第6条、今武藤委員が質問し

ていたののでずいぶん分かったんですが、休業した場合でも勤務していたのと同じように扱うということですが、この条例文、条例の中を読んでみますと、100分の100以下の換算率により換算して得た期間ということですが、この、以下、ということで、100%、先ほど説明で100%ほとんど見ますというか、そういう期間も勤務していたということですが、以下、の場合はどうのようなケースが起きるというか、考えてあるのか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） これ確かにですね、今おっしゃいますように、この100分の100以下と、数字もちよっと変わって100分の100以下というですね、そのような文言に置き換わったので、組合との協議の中でも、これはどういう意味だろうかって協議も行いました。基本的に今のところどういう場合が100分の100以下という、以下に相当するののかというのは明確になっておりません。まあ、その辺の裁量の余地を残したのかなとは思いますが、組合との話の中では今まで2分の1というストレートな数字が出ておりました。本来の2分の2という言い方でいいんじゃないかというので、解釈上、私どもは100分の100ということで、運用では実際はそれで行くというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第73号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時03分〉

○委員長（清水章一委員） 11時15分まで休憩をさせていただきたいと思います。

休 憩 午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時15分

日程第6と日程第7を一括審査

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

おはかりします。

日程第6、議案第74号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第7、議案第75号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につい

て」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号及び議案第75号を一括議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長(木村甚治) 議案第74号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」並びに議案第75号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

今回改正の趣旨は、地方公共団体の議会の実態等を踏まえまして、議会活動の明確化並びに議員の報酬に関する規定の整備をすることを目的として、衆議院総務委員長の提案によりまして、本年、地方自治法の一部が改正されたことに伴う条例の一部改正でございます。

内容は、これまで報酬という名目で定められていましたが、議員報酬の支給方法などが他の行政委員会の委員報酬等とは異なっていることを明確にするため、名称が議員報酬に改められましたので、それを引用する条項における名称を、報酬から議員報酬へと一部改正を行うものでございます。

議案第75号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」も、今申し上げました議案第74号と同じ理由によるものでございます。

○委員長(清水章一委員) 説明は終わりました。

審査の順序といたしまして、議案第74号及び議案第75号について一括して質疑を行います。その後、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第74号及び議案第75号について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 全国市議会議長会、それから国の法律の関係があつてですね、全国市議会議長会の中で、今まで報酬という、今説明がありました、太宰府市の中に先ほども附属機関の委員なんかも全部報酬になっている。ただし、議員は常勤職員と同じような形、閉会中の調査案件もある。そういう状況の中で、報酬、給与として議員報酬を支払うと。しかも、全国七百いくつの自治体の関係がありまして、その中で議員に、議員として選任しているというのがだいたい6割以上ある。特に、町村の場合は農業だとかそういうのがあるんですが、一般市、政令市ではもう兼業が出来ないという状況の中で、議員報酬という名称を変えたというのが全国市議会議長会の中での報告がなされておりまして、そういうふうにも市民にもある一定理解をいただかないといけないんじゃないかというふうを考えております。それと同時に、第2条に正副議長、常任委員長、議会運営委員長がありますが、これはもう議会の会派で論議すべき問題ですが、特別委員会や会派代表者会議という問題も出てくるんですが、こういう字句の挿入も今後はここで、議会に属する問題がありますが、この内容も検討すべきじゃないかなと

いうふうに考えるんですが、これちょっと執行部に聞くというのもあれなんです、こういう内容だというふうに受け止めています。議会事務局長、そういう形で全国市議会議長会からの通達とかそういうものがあってると思うんですが、私が今発言した内容は間違いがありますかね。

○委員長（清水章一委員） 議会事務局長。

○議会事務局長（白石純一） 先日、議会運営委員会に投げかけておりますので、それ以上は申し上げられません。

○委員（武藤哲志委員） はい。私としてはですね、全国市議会議長会の記録を見ておまして、各委員会だとかそういう状況が出ておりましたので、今後議会運営委員会でも論議をしていくというか、こういう状況で考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑にあたりましては、議案第何号に対しての質疑かを明確にしてから発言をお願いしたいと思います。両方に該当する場合は、両方に該当する、ということで結構です。

佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 議案第74号と第75号一緒ですが、附則のところに、この条例は公布の日から施行し、改正後の太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、どうして平成20年9月1日から適用するということなのか。まだ議決もしていないのに、こういった適用になったのかちょっとご説明をお願いします。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） この地方自治法の改正の時に、第1として今武藤委員おっしゃいましたように議会活動の範囲の明確化、第2として議員の報酬に関する規定の整備、第3に施行期日として、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において政令で定める日、というのがございました。そういうことから、当初は地方自治法の改正における政令で定める日というふうに附則のほうもしておったんですけども、それが去る8月20日に政令が出されまして、この地方自治法の一部を改正する法律の施行期日は平成20年9月1日とするという政令が出されたもので、急遽、このような形で申し訳ございませんが、修正という形を取らせていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この議会議員の報酬の中でちょっと問題点がありましてね、新旧対照表15ページ、議員報酬は、というのがありまして、第5条、この条例に定めるものを除くほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については一般職の職員の例による、という表現というのは好ましくないんじゃないかなと。だから、どちらが優先するかというのは、一般職で働く方々の期末手当、勤勉手当という状況もあるんですが、これが議員も同じような感じを

受け止められるんですが。だから、議員は今3.5カ月、職員の場合は3.5カ月じゃないと思うんですが、これで見ると一般職の職員の例によるというのは誤解が生じるような感じがしますが、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） ここで定める支給方法については、具体的にいつ払う、でありますとか、支給日の問題とか、そういうことだろうというふうに解釈をいたしております。具体的な流れ、作業ということでとらえておまして、今言われましたように期末手当そのものについては、期末手当と勤勉手当というのが職員ございますけども、勤勉手当は議員さんにはありませんので、あくまでも期末手当という法律に基づく手当が出ておるだけでございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで議案第74号及び議案第75号についての質疑を終ります。

まず、議案第74号について、討論を行います。

議案第74号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第74号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第74号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時23分〉

○委員長（清水章一委員） 次に、議案第75号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第75号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第76号「太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第8、議案第76号「太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長。

○中央公民館長（木村努） 「太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について」ご説明をいたします。新旧対照表は17ページでございます。

今回の改正は市長提案理由のとおり、社会教育法第29条の条文の改正があり、公民館運営審議会の設置義務がなくなりました。その後、審議事項も発生していないこと、また、平成13年度より開催もなく、廃止するものでございます。

なお、これは議案70号の時に説明がありましたように、附属機関の全庁的な見直しの中の1件でございます。この条例はですね、新旧対照表17ページを見られると分かると思いますが、6条文の条文から成っております、第5条の部分の公民館運営審議会が削除となりますので、委任の事項の第6条が第5条に繰り上がるものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 法律が変わったということと、審議会が開かれていないということで、公民館運営審議会、そうすると、ある一定今この太宰府市の中では地域の公民館も出来上がってきますが、地域の公民館の運営をどうするのか。それから、やはり用地取得や建て替えや増築とか、中央公民館の運営をより活発にするというか、こういう内容もあるんですが、今後の公民館運営は、こういう条例で廃止を、第5条を削除して他はどういうふうになるのか。第5条は削除すると。運営審議会だけを削除して、15人の委員もいないと。前任者の件は下ですが。公民館運営審議会自身は残るのかどうか、第5条だけを削除するのか全文なのか、この辺がですね。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（木村努） この下にですね、中央公民館関係の規則等があります。それも全て廃止ということで処理しております。議会には条例だけでありますので表には出てきませんが、それに関する規則は全て廃止ということで。あと、その他の公民館等につきましては、今までどおりうちのほうで協議して教育委員会におかけをして、処理をしていく所存でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、もう太宰府市立公民館条例、この条例自身は全部なくなると、規則も含めて。こういうことですか。私これ見ると第5条・・・

（中央公民館長「はい、それが」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（木村努） すみません。条例はこの、第5条をただ削るということだけで、あとの公民館条例は残ります。そういう審議会等がなくなるとうことでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 公民館条例はあるけど審議会だけをなくすと。審議会に関わる規則、こういうものもなくすということですね。

（中央公民館長「はい、そのとおりでございます」と呼ぶ）

○委員（武藤哲志委員） そうすると、いろんな問題が出てきたりするときに、審議会がなくなるということは、もう行政内部で協議をしてどうするかと、審議会やらないと、もう決裁は館長だとか教育委員長、まあ教育委員会、行政側で協議をして決めていくというふうに受け止めていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（木村努） 今言われたとおりに進めていきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第76号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第77号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第9、議案第77号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長。

○中央公民館長（木村努） 「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。新旧対照表は18ページでございます。

今回の改正は、本年11月23日付けをもちまして施行いたします吉松区の一部の住居表示に伴い、新旧対照表のとおり住所、公共施設の住所表示変更、太宰府市大字吉松372番地を太宰府

市吉松三丁目10番15号に変更するものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第77号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第77号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第80号「太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」

○委員長（清水章一委員） 日程第10、議案第80号「太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」当委員会所管分を議題とします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

それでは、補正予算書の歳出、16、17ページをお開きください。

16ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7目財産管理費、8目契約管理費、9目財政調整基金費について、各所管より説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大薮勝一） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の防災対策関係費、19節負担金、補助及び交付金、筑紫地区安全・安心まちづくり推進協議会負担金18万9,000円の補正につきまして説明させていただきます。

筑紫地区の四市一町と筑紫野警察署、筑紫野太宰府消防本部等で組織しております筑紫地区安全・安心まちづくり推進協議会の負担金を補正するものでございます。主な内訳としましては、安全・安心まちづくり通信の発行費、通信費等の事務局経費などでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 続きまして、表彰関係費、報償費として30万円、委託料として表

彰式会場設営委託料として100万円を計上させていただいております。

これは、名誉市民の称号を贈呈するという事で、先に同意をいただきました伊藤善佐氏の11月3日の名誉市民称号の贈呈式の経費として、記念品と、市章といいますが、名誉市民章等も贈呈するようなこととなりますので、表彰記念品として30万円、会場の看板等含めましてこの100万円の範囲の中で設定をしたいというもので、計上をさせていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟満） 庁舎維持管理費、臨時工事費についてご説明いたします。

今回庁舎の臨時工事としまして558万3,000円補正計上させていただきますのは、汚水排水ポンプ取替工事、地下湧水槽配水管取替工事、庁舎外周歩道補修工事、設計室エアコン取替、電算室エアコン取付工事の5件でございます。早急に対応する必要があるため、補正をお願いするものであります。主なものとしましては、汚水排水ポンプ取替工事で、地下にあります老朽化しましたポンプの取り替え、配管の腐食等の補修などを行うものであります。

次に、契約管理費、委託料それと使用料、賃借料併せてご説明いたします。

この分につきましては契約管理システムに関するものでございまして、工事、業務委託、役務、物品購入などの契約管理事務、および指名業者登録管理事務などを現在契約管理システムの中で行っております。このシステムにつきましては平成15年から採用しておりまして、今年度で6年間のシステム使用になります。システムサーバー及び端末につきましてはもうすでに保証期間を過ぎまして、一部端末機において不具合が生じておる状況で、システム自体が止まる可能性が高くなってきております。

また、現在進めております入札契約制度改革の中で、一般競争入札、総合評価方式による入札、入札契約情報等の公表、電子入札システムとの連携、工事成績評定等の導入を検討しておりますが、現在の契約管理システムでは機種、ソフトが古いため対応できない状況でもあります。そのため、今年度中に新しいシステムを導入し来年度から稼働できるようにするため、保守管理委託料としまして60万円、システム賃借料として425万円を今回補正させていただくものであります。なお、契約につきましては、本年度からの5年間を予定しておりまして、来年度からの4年間につきましては、後ほどご説明します債務負担行為として補正を計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長

○経営企画課長（今泉憲治） 続きまして、基金の積立金でございます。

平成19年度決算ベースで、この基金は約3億2,700万円ございます。平成19年度の実質収支が約10億9,000万円黒字が出ました。その中から、前回の予算の説明の中でも申し上げましたとおり、財政調整資金はかなり取り崩しをしております。最低でも6億円、出来れば10億円近く積み立てたいというふうなことも申し上げておりましたように、今回その中から6億円を積み

立てをいたしまして、もし議決いただければ、9月補正後の残高としましては、約9億1,200万円の積み立てになるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） どなたか質疑はございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 契約管理費のことで入札のほうにちょっと触れられたんですけど、平成19年度の監査の報告の中でもですね、入札制度のあり方についてかなり意見が述べられておりました。今おっしゃったですね、一般競争入札あるいは総合評価の入札制度、これは今もう導入が進められているところなんですけれども、実際、債務負担行為でこれから5年間、ここで委託をされるということですが、こういった入札制度そのものはですね、もう来年度からある程度改革をして実施をしていこうという考え方でこのシステムを導入されているんですか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟満） 入札契約制度の改革について、現在部内で委員会を設置しまして検討しております。まず、一般競争入札につきましては、今年度中に試行を開始したいと思っております。出来ましたら早い時期にですね、今年度中に2件か3件ほど実施していきたいと思っております。

総合評価、一般競争入札とも連携しておりますが、総合評価につきましては、平成19年度に1件だけ試行で行っております。今年度につきましても、試行という形ですが行っていきたいと思っております。

正式な稼働につきましては、そういう試行を踏まえまして、ある程度体制が整えば早い時期、出来ましたら平成21年度ぐらいから正式に進めていきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 防犯対策関係費と表彰関係費をお尋ねします。

この防犯対策関係費は、筑紫地区安全・安心まちづくり推進協議会の負担金18万9,000円ですが、これは四市一町で作られているということは承知いたしておりますが、どこかに事務局及び何かそういうのがあってのことなんでしょうか。そこへの負担金でしょうか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大薮勝一） この筑紫地区安全・安心まちづくり推進協議会につきましては、事務局につきましては筑紫野警察署に置くということになっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 筑紫野警察署のほうに、四市一町のほうから取りまとめて、そのための通信費及び何か経費にかかるということですね。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大薮勝一） 推進協議会の事務局を筑紫野警察署に置いております。その

推進協議会に対する負担金でございます。

以上です。

○委員（小柳道枝委員） はい、分かりました。

続きますが表彰関係費なのですが、委託料の100万円ですね、もう少し、先ほどの説明じゃ看板料ということ・・・

（「レセプション」と呼ぶ者あり）

○委員（小柳道枝委員） レセプション、そこをもう少し詳しく教えていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 100万円の範囲の中でということで現在計画中ございまして、例えば紅白幕にしてもですね、結構あれクリーニング代まで入れると相当経費もかかりますので、その辺とテーブルクロスと言いますか、それなりの会場は設営しなければならないだろうなというところまでして、この決定を受けまして、中身は詰めたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、有吉元市長も名誉市民として第1号になりまして、伊藤元市長が第2号ですが、これだけ伊藤さんも長い間市政、あらゆる、古都大宰府保存協会の理事長などもされてきたんですが、こういう名誉市民としての表彰、こういう場合についてはどの範囲まで、まあ太宰府館で、今まではこの庁舎の4階で善行表彰、功労表彰をやっておりましたが、今回の表彰関係の案内の基準ですね、これが1点、説明いただきたい。

それから今渡邊委員が質問しましたが、再三にわたって私どもも入札制度を一般競争入札、電子入札によって、あらゆる問題点も解決するんじゃないかというふうに話しておりましたが、平成21年度からこういうシステムのものをやりたいと。そうすると、いつの段階で一般競争入札、電子入札の内容、システムを、まあ改善するわけですが、金額、基準がどういうふうになるのか。どういう状況で一般競争入札、電子入札を行うようになるのかは、ある一定議会にも、今まで再三にわたって私も質問もしてきましたが、明らかにしていただけるかどうかというのが2点目ですね。

それから3点目に、ここに財政調整資金の積立金として6億円、所管は違いますが、地域福祉基金積立金として2億5,000万円、平成19年度の繰越金をこういう形で出しまして、当初私ども予算特別委員会の中ではですね、平成20年度の見込みとしては5億3,716万1,948円を議会に提示されてるんですよ。ところが、この約9億1,000万円というか、財政調整資金を一時取り崩してなくなった可能性があるんですが、一挙に平成20年度には約9億1,000万円も積み立てになるという状況。こういう、当初は約5億3,000万円と言っていたのが、今の説明では約9億1,000万円、利子を入れるとまた増えるんじゃないかと思うんですが。一方では減債基金が無に等しいんですよ。だからその基金として、財政調整資金の積み立てについて、これだけ大幅に、3億円近く増えた経過を含めてですね、ちょっと説明いただきたいと思うんです

が。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長

○総務・情報課長（木村甚治） まず表彰関係費の、名誉市民の表彰式会場の件でございますけども、ご案内は、伊藤善佐氏の経歴の中でずっと関わりがあった方々にご案内をするようなことで現在予定をいたしております。例えば、議員さんにおかれましては、昭和50年から太宰府町議会議員もされてありますので、同期であった方々でありますとか、そういう方も含めてご案内をしたい。そして、例えばそれ以外の公職の、公職と言いますか公的団体の役もされてあります。少年の船でありますとか、いろんなものされてありますので、そのような方々、関連のある方々にご案内をしたいということで、近々その辺を決定して、ご案内を差し上げたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずここで一番大きな問題になるのはですね、大変こういう形で、お祝いという形で、まあご祝儀的なものがあるわけですが、これが出せる人と出せない人がいる。このご祝儀がもし収入として入った場合は、この伊藤さんという名誉市民の部分についての収入が予想されるんですよ。この取り扱いどうなりますか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 今回表彰関係費で計上いたしておりますのは、あくまでも公式的な表彰式典のみの経費として出しておりますので、祝賀会という形ではございませんので、それはまた改めての別の場という形で考えております。これはあくまでも名誉市民の称号を贈呈するという、まあ贈呈式と言いますか、そのような形での設営ということだけしたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、そこでね、誤解のないように、やっぱり案内を出す時には明記しないと。こんな素晴らしい人に対してご案内を受ければ、社会的な問題もあるでしょう。だからそれで、持参した時にね、いや、これは一切受け取れませんとか、そういういろんな部分が当日で混乱が起こるよりも、事前に。あくまでも名誉市民としての表彰式で、そういうお祝いだとか、そういうものは一切受け付けられませんとか、そういうものしないことには誤解が生じるというか、伊藤さんが新たに名誉市民として表彰を受けたということで、ある一定の有志による祝賀会の場合は別ですけど、そういうものは、たいがい案内を受ければどうしたらいいかというのはまず考えるところなんですよ。だから、そこはびしっと行政側が対応してあげないと、せっかくの気持ちも無にされるとか、いろんな部分もあると思いますので、明確にさせていただくようお願いしたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） その辺の趣旨も含んでのご案内をしていきたいと思っております。

○管財課長（轟満） 契約管理システムに関連したご質問についてお答えいたします。

現在、入札制度の検討を委員会で行っております。具体的に、例えば一般競争入札につきましては、何千万円以上を一般競争入札にするとか、より具体的な時期ですね、そういうものについてはまだ委員会の中で検討中でございます。ある程度固まり次第ですね、議会のほうにも早めにはご説明したいと思っております。

それと、電子入札関係なんですけど、今回新たに契約システムの中にそういう連携したシステムを採用したいと思っておりますが、市単独での電子システムまでは考えておりません。そこまですますと相当な金額になりますので、例えば県単位あたりで新しい電子システムが採用された場合ですね、それに連携できるようなシステムを今回は考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 3点目の財政調整資金の件でございます。

太宰府市の過去の実績からしましても、大きな災害があったときに10億円が一度になくなったということがございます。仮に積み立てをしておらないと、もし大きな災害、同じような災害があると一気に赤字に転落する可能性があるということで、なるべく早い時期に10億円近くまでは積み立てしたいというのがまず第1点でございます。それと、どこの市町村も同じでございますけれども、三位一体の改革以降非常に財政が厳しくて、税収だけでは賄いきれないということもございます。それでどうしても財政調整資金を取り崩して予算を組まなければいけないという現実的な問題もございますので、財政調整資金につきましては当初言っておりました10億円の目標をなるべく早い時期に近づけたいということで、6億円補正をさせていただきました。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 平成19年度の決算を見ておまして、税務課の職員の努力というのは大変な状況ですよ。収納率、市民税で98.36%という、この県下の中でも高い収納率の努力をいただいているわけですね。こういう状況の中で、財政調整資金として積み立てることも必要ですけど、市長が常に言っているように、国がお金が足りないと言って、減税補てん債だとか財政対策債だとか言って交付税措置しますと言いながら、国がお金がないという形で常に借金ばかりを押し付けてきているわけですよ。だから今、決算上、決算特別委員会もありますけど、地方債の元利償還は本来国が補償しなければならないのを交付税に入れていると言うけど、徴収率は良い、自主財源と依存財源と比べたら6対4になってしまっている、太宰府市の財政は安定してきているんですよ。こういう状況の中に、やはり借金を減らすためには減債基金にも回すべきじゃないかと。ところが当初私どもに説明を受けたのに、地域福祉基金積立金と財政調整資金に2億5,000万円と6億円、8億5,000万円も積み立てていると。だから減債問題は、一番大きな問題は借金をどう返していくかがあるんだけど、そこの部分は内部で幹部会や執行部の中で、徴収率がこれだけ努力された中で減債基金にはなぜ積み立てなかったのかと。この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） ご指摘のとおりでございます、本来であれば減債基金にも積み立てたいところでございます。ただ、第一義としましては、やっぱり財政調整資金に一定の金額を積み立てるのがまず第一義でございます、余裕があれば減債基金にも本来は積み立てたかったというのはございます。それと地域福祉基金積立金のほうにつきましても、平成19年度でほとんど使い切りましたので、原資に戻すということで2億5,000万円を積み立てておるところでございます。したがって、もし余裕があれば減債基金にも積み立てて、借金、負債を減らしたいというのは山々でございます。それと、借金の返済につきましては平成19年度から公的資金の繰上償還をもう行っておりますので、まあ第一段階はそれで対応すること、将来的に余裕がありましたら減債基金にも積み立てていきたいというように思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あなた方の手法みたいな感じがするんですよ。あれだけ減債というか積立金でこんな金額が出てきた。やはり平成19年度、平成20年度の部分で借金もあれだけ返したと。全体的には30億円くらいの努力をされているんですよ、市全体で見ると。繰上償還をしたために利子が1,700万円近く減ったという評価はしますよ。ただし、それはやはり今後の問題としてどうなのかというか、一時あれだけ第2の夕張になると言って市民もわあわあ言う、議会も論議になるけど、30億円の平成19年度の財政が平成20年度にわたって積み立てられたり、あるいは借金の前倒しをしているという状況の中で、市長の方針の中では減債基金も重要じゃないかという中でね、国が今押し付けてきている借金を出来るだけ減らすための減債基金も今後考えなきゃならないんじゃないかなと。これがはっきり言って1万7,723円しかないんですから、あなた方が出した書類では。だから、6億円を半分ぐらいはね、と言うか3分の1ぐらいは減債基金に回すように内部論議はしなかったのかということですよ、私から言わせると。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 経営企画課長のほうから説明もいたしました、まず、第一義的に災害が起きたらどうするのかということを考えておまして、前の災害でも約10億円ほどなくなってますので、減債基金のほうに積み立てておきますと災害が起きても利用できません。それで、まず災害のことを第一義的に考えようということで、財政調整基金に一定の、10億円になるように積み立てようということで、今回6億円積み立ててまして、減債基金が今言われるような金額しかございませんけども、例えば繰上償還出来るようなものが出てくれば、一定の金額については財政調整基金を取り崩してでも出来るという観点で考えております。

（武藤委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 私、ちょっと1点お尋ねしたいんですが、契約管理費で来年度から一般競争入札、総合評価制度を取り入れるということですが、今まではずっと指名競争入札をやってきて大きな転換になると思うんですけど、これを導入した場合の影響って言うんですか、

そういったことも併せて検討されているだろうと思うんですが、その辺がどのような考え方で市のほうとしては考えておられるのか、説明いただきたいと思います。

管財課長。

○管財課長（轟満） 一般競争入札にした場合の影響、要するに一般競争入札の目的とかですね、そういうのを踏まえまして今委員会の中で検討しております。一番は市内業者の育成の問題とかそういう部分も含めまして、検討は行っております。

他にございませんか。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） はい。13時まで休憩いたします。

休 憩 午前11時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午後零時58分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

2款総務費、2項企画費、1目企画総務費、7目文化振興費について、執行部の補足説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まちづくり推進費の中の13節委託料、第五次総合計画の策定業務委託料で300万円計上させていただいております。

ご承知のとおり、現在の第四次総合計画が平成22年度までとなっております。例年、準備作業で丸々2年程度要しますので、今回補正をさせていただいて平成20、21、22年、3カ年をかけまして総合計画の策定を行って参りたいと思っております。300万円の内訳につきましては、市民意識調査2,000件の調査集計分析報告書の作成、第四次総合計画の総括、人口推計調査等を含めまして300万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 同じく13節委託料、いきいき情報センター指定管理料19万6,000円につきましてご説明をさせていただきます。

いきいき情報センターの管理運営につきましては、指定管理者制度を導入いたしております、このたび、指定管理者であります財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の嘱託職員給与規定が一部改正されたことに伴いまして19万6,000円の不足が生じたことから、増額補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

（生涯学習課長「引き続きよろしいですか」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） はい。いいですよ。

○生涯学習課長（古川芳文） 引き続き、11節需用費、消耗品費4万4,000円及び18節備品購入

費、楽器8万1,000円につきましては、関連いたしておりますので、一括してご説明を申し上げます。

平成19年度に募集いたしました市内の少年少女合唱団が、昨年12月に太宰府うたい隊として設立いたしました。現在、18名の小学生が入団いたしております、定期的な活動を行っておりますでございます。日ごろの練習に必要なキーボードや譜面台などを購入し、活動を市として支援するものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 総務費、2項企画費について、説明がありました。

質疑ありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 2つの項目で、まず、まちづくりの委託料の、第五次総合計画の策定の委託料なんですけども、今もう第四次総合計画の後期基本計画に入っていて、これから第五次の総合計画の策定に入るにあたってですね、全国的な、例えば議会の流れとかによると、例えば策定の段階で、策定する前の段階から議会のほうに報告をするような、執行部というか行政も増えてきているような状況なんですけども、今回この第五次総合計画を立てるにあたって、第四次総合計画の時はまちづくり100人委員会とかを作って、市民によって、市民の手で作ったというような計画っていうふうに銘をうって作られてましたけど、今回第五次総合計画についてはそういった動きは全くないのか。で、今後ですね、こういった業務委託をして、どなたに委託されたかわかりませんが、委託業者がこういった意識調査とかをしていくことにあたって、随時議会に対してもそれは報告があるのかどうか。

次に、いきいき情報センターのほうなんですけども、これは指定管理者制度を導入した、その指定管理者の中での嘱託職員給与の改正に伴う補正になってるんですけど、指定管理者が内部で制度を変えたことによって発生する差額について、市が補てんするっていうのがちょっと私は腑に落ちないんですけども、そこをもう少し分かりやすく説明してください。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まず、1点目のまちづくり100人委員会の関係と、議会への報告ということについて、お答えいたします。

第四次総合計画の時にはまちづくり100人委員会というのを立ち上げまして、いろんな会合をして意見を聞いた経過がございました。今回につきましてはまちづくり100人委員会は設けずに、100人インタビューっていう形で、違う形態で、市民の意見を聞きたいというふうに考えております。

それと、議会への報告につきましては、必要に応じて、市民意識調査の報告とか必要であれば提出っていいですかね、説明が必要であればしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ただいまの増額の件につきましては、去る5月20日に行われました

財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の理事会で承認をされたものでございます。それを受けまして、市のほうに増額の依頼があったということでございまして、内容につきましては、今、議員さんのご指摘のように、最終的な支出、収入の相殺による内部調整ということで処理できないかということも検討をされたようでございますが、当初予定されておりました人員配置が変更になったということで、月額に直しますと1万4,000円の給与の増額が見込まれたということで、増額の改定が行われたということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） まず、総合計画のほうですけど、第五次総合計画ってこれからのまちづくりやっていくうえでの一番大きな基礎になる部分ですよ。したがって、まあ議会の意見を反映させるっていうのもおかしいのかも知れませんが、私たち自身も第五次総合計画にのってまちづくりが行われていくわけなので、議会としてもそれに対する意見とか、あるいは意見表明などをする機会が当然欲しいと思っていますので、必要であればということではなくて、積極的にここはやっていただきたいということと、前回まちづくり100人委員会をされた時に、かなり市民の中で活発な意見交換があったというふうに私は漏れ聞いてるんですけども、それが100人インタビューっていう形になって、まちづくりの面から考えて、市長がおっしゃってるように市民との協働っていうのを考えた時に、やはり市民をいかに取り込むかっていうことが非常に重要だと思うので、業務委託されるうえで、その辺りをやはりもう少し、市民をいかに巻き込んでいくかっていうところをきちんと考慮していただきたいというふうに要望しておきます。

いきいき情報センターのほうはですね、例えば、市民プールで、完全にあそこ民間に委託してますよね、市民プールで自分たちの職務規定を変えて、人件費が足りなくなりましたと。だから、市に補てんしてくださいっていうふうに仮に要望があがってきた場合、それは市は応えるんですか、それに対して。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 文化スポーツ振興財団につきましては、館長、所長等については市長のほうに選任願いが出されます。それで、市長のほうで選任をする関係上、その前歴等を勘案しまして給与等の位置づけをされてますので、やむを得ないというふうに考えてます。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） ということは、他の指定管理者がそういった要求をしてもものまないけれども、文化スポーツ振興財団に関してだけは、万一そういった要望があった場合はのむということですか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） プールとかにつきましては、その所長等については市長が選任するということではございませんで、その受けた指定管理者が選任するわけですから、当初の仕様書ど

おりの分でいってもらおうということになります。

○委員（小柳道枝委員） 今現在、いきいき情報センターとかの窓口で、グリーンのアンケート用紙があつてますよね。まちづくりの、景観まちづくりに対する意見調書。とにかく、何月何日までにご投函くださいというのが、今言ってるまちづくり100人委員会に替わるようなものと付随するのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 今おっしゃってあるのは、景観に関する単なるアンケートでありまして、この総合計画に関する分とは直接的には関係はございません。総合計画の中に景観もございしますので、その意見は当然反映されてくるものとは思いますが。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ということは、第五次総合計画の中にも、今現在アンケート調査してらっしゃるのは反映されるということですね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 総合計画にはいろんな施策がありますので、その施策の中に、その意見が当然反映されて、計画が盛り込まれるものとは思っております。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今、渡邊委員もおっしゃったようにですね、やっぱり市民協働のまちづくりとおっしゃっている以上、そういういろんなアンケート調査をなさった以上、その辺も含めたところで、総合計画に取り組んでいただきますよう要望いたしておきます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

続きまして、2款総務費、3項徴税费、2目賦課徴収費について説明をお願いします。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（新納照文） 賦課関係費につきまして、ご説明を申し上げます。

地方税法の改正によりまして、来年の10月から年金の特別徴収が開始されるようになっております。今回はその年金の特別徴収のための整備費といたしまして計上させていただいております。

まず13節の委託料の、公的年金特別徴収業務システム委託料につきましては、内訳を申し上げますと、3つございまして、まず第1点目につきましては審査機能でございますけれども、源泉徴収票、いわゆる年金の報告書でございますけれども、その記載内容、あるいは個人コード、氏名などの審査が必要になってまいりますので、その審査機能の構築費用として157万5,000円計上させていただいております。これは初期導入費ということで考えていただければよろしいのではないかなと思います。それから2点目につきましては、経常経費になりますけれども、通称エルタックスという形でローカルの税システムが入ってまいりますので、この運用費といたしまして10万7,100円。それから3点目に、最後でございますけれども、現在の税システムにおきまして年金の特別徴収に対応させなければなりません。その対応させるための改修

費用でございまして、通称エルタックスの対応システムという形になっております。この分につきましては542万8,500円という形で計上させていただいております。合わせまして711万1,000円でございます。

それから、18節の備品購入費につきましては、その情報を電子化でいただきますので、その情報を受けたり、こちらからのほうから送信したりするためのパソコンが、これは最低2台ということで説明会で受けておりまして、パソコン2台を購入させていただきたいというふうに思っております。

それから、19節の負担金、補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会というのがございまして、これは国のほうからの、率先して作りなさいという形ですね、国のほうが中間的に置くシステムということで、社団法人として設立をさせております。その中で、加入負担金でございますけども、年会費で、これを人口あたり1円という基本的なものがあるということでございまして6万6,000円。それから、もう1点、地方税の電子化協議会事務運営費でございますけども、この辺につきましては負担金が人口の規模によってそれぞれ負担率が分かれております。当市におきましては3万9,000円でございます。

合わせまして、765万7,000円の計上させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 賦課徴収費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今まで年金受給者については、国から源泉徴収というか、その控えが交付されておって、それから雑収入と、もう申告しないでもいい、扶養に入っていない部分で、年金だけの生活をされている方は税金の申告の義務がなかったわけですね。コンピューターの中に入れ込んでおったと思うんですよ。で、新たに今度の場合は、65歳からの前期高齢者と75歳の後期高齢者という関係があるんだけど、現在のところ1号保険者、2号保険者と言われる扶養に入っている部分、いろいろ国が次から次へ変えてきて、2日前の新聞には全部の新聞に折込みを、減免制度が少し変わりましたとか、私のほうも3部の新聞に同じような折込みが入っていましたが、ものすごい実務が煩雑になるんですよ。こういう部分で現在のシステムの委託料については、現在委託をしているところに引き続き、事務報告を見ますと業者が、随意契約になるのか、新たに入札になるのか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（新納照文） まず、入札を当初は考えておりましたが、実は説明会の中におきまして10月15日までに正式に申し込みしなければならないという期限がございます。そのことから、全国的に同じような時期にこの補正要求をさせていただいていると思っておりますけども、ほとんどのところが随意契約になろうかというふうに思っております。その随意契約につきましては1つの理由がございまして、国のほうが特別に進めております地方公共団体電子申告普及促

進協議会というのがありまして、通称アプトというんですけど、そのメンバーにおいてはほとんどパッケージ化されていますので、どこに入札しても同じ金額が見込まれるということから、随意契約の傾向にあるようございまして、本市におきましても期限がございまして関係上、どうしても随意契約になるんじゃないかなろうかというように思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

20ページ、3款民生費、2項児童福祉費、4目学童保育所費について説明をお願いします。

○学校教育課長（松島健二） 学童保育所管理運営費の賃金につきまして、169万3,000円の増額補正をさせていただいております。内訳といたしましては、嘱託指導員1名、臨時指導員1名を計上させていただいているところでございます。この嘱託職員につきましては、現在、水城西学童保育所が水城西小学校の余裕教室を利用しておりますが、当該校におきまして児童増が見込まれるということで、ここを普通教室に戻すようにいたしております。それと、国の基準で1学童保育所の規模が70人までとされ、平成22年度から70人を超える学童保育所につきましては補助対象外となります。この2つのことに対応するため、水城西学童保育所を2つに分割するための工事を行っておるところです。このような状況ですので、2学期より2つの建物で保育を行うようにいたします。児童の安全面や適切な管理運営を行うためには、1学童保育所あたり2名の嘱託指導員の配置が必要ですので、現在3名の嘱託指導員を1名増員いたしまして4名にさせていただくものでございます。また、臨時指導員につきましては、太宰府西学童保育所におきまして年度当初把握できていなかった特別に支援を要する児童の入所がありましたので、この児童への対応や保育所の運営をよりスムーズに行うために1名の増員分を補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はございますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今説明をいただいた中で、水城西学童保育所を2つにするということですが、そうしないと国の補助金が減額になるということで、現在2つにするということは、定員は90人で、昨年の資料を見ているんですが、81名学童保育所におられたのが増員になるということは、90人が100人近くになるということになるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 増員と申しましたのは、水城西小学校の児童数が増えるということで、現在余裕教室を利用しております学童保育所が、外に出ると申しませうか、敷地内ではございますが学童保育所をプレハブ教室として建てるということでございます。それと合わせまして、国の基準で現在70人という枠がございまして、70人ということで基準が決められており

ますが、平成22年度から70人を超える学童保育所につきましては、1学童保育所70人以内におさめておかなければ補助対象外となるということでございます。したがって、水城西学童保育所におきましては現在七十数名の児童がおりますが、これを2つにしておかないと今後補助対象外となるということで、2つの保育所に分けるということでございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

24ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費の事務局費、それから同じく10款、2項小学校費の1目学校管理費、同じく10款、4項社会教育費の4目図書館費、それから7目の文化財保護・活用費について、各所管より説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 学校教育課庶務関係費25万5,000円の増額補正について、ご説明をさせていただきます。今回、県の事業で、重点課題研究指定委嘱校として太宰府西中学校が決定されましたので、そのための費用として15万円。この決定につきましては、基礎的な知識、技能を活用する能力の育成について指定を受けたものでございまして、県内で小学校2校、中学校1校の指定となっております。また、県の委託事業といたしまして、平成20年度小学校理科支援委員等配置事業につきまして水城小学校、水城西小学校、太宰府西小学校におきまして理科支援委員の配置が決定されておりますので、この分としまして10万5,000円。合わせまして25万5,000円の計上をさせていただいているところでございます。内訳でございますが、報償費は講師謝礼としまして9万2,000円、旅費いたしまして普通旅費1万2,000円、研修旅費につきましては視察研修分として3万1,000円、合わせまして4万3,000円でございます。需用費につきましては消耗品、消耗図書と合わせまして11万8,000円、役務費につきましては切手代として2,000円を計上させていただいております。

次に10款2項小学校費の1目の学校管理費の40万円の財源更正でございます。本年度、国の安全・安心な学校づくり交付金事業によりまして、水城小学校の校舎の耐震工事、それと水城西小学校の給食室の増築工事を行っております。この起債額が40万円多く見込まれるようになりましたので、財源更正を行うものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○市民図書館長（吉鹿豊重） 10款4項社会教育費の図書館管理運営費ということで、備品購入費として図書購入で31万円を補正させていただいております。この内訳につきましては、利用者の方1名の方より1万円と、今年でもう15回目になる、日の出水道株式会社さんより例年同じく30万円をいただいておりますので、これを図書購入費にあげたいと思って補正をいたしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 文化財総合的把握モデル事業関係費860万円につきまして、ご説明させていただきます。



この事業は文化庁の委託を受けまして行うものでございまして、この事業の文化庁の目的といたしましては、文化庁が歴史的な文化基本構想を推進していこうということで全国で20件の対象市町村、実際の市町村は25市町村になるんですが、20件を対象にモデルケースといたしまして基本構想の策定を行うため、その方向性を明らかにしようということで、全国に募って太宰府市が内示を受けたところでございます。業務の内容は3年間で、太宰府市の事業費としましては約3千万円を上限とされております。太宰府市が行います主な事業といたしましては、太宰府市市民遺産推進計画の策定というものをひとつあげております。また、市内におきます文化財の調査、あるいは市民等に対する説明会というのを柱に進めていこうということで計画をさせていただいております。各補正項目、内容、賃金で114万円をあげさせていただいておりますけれども、これは文化財調査作業員3名分の3カ月分ということで計上いたしております。次に、27ページの8節報償費27万6,000円、これは会議及び調査、説明会等に対する講師謝金としてあげさせていただいております。次に、旅費9万6,000円は委員の費用弁償でございます。それから11節消耗品として8万3,000円。12節郵便料といたしまして5,000円。13節の委託料でございますけれども、文化財調査委託料といたしまして、この内訳が、古都大宰府保存協会のほうに調査委託を400万円、内訳として計画をしております。それと、この計画策定に向けたコンサルへの委託、これが300万円でございます。計700万円。

以上、補正、計画をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 今、10款教育費、1項、2項、4項まで説明を受けました。質疑はございますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 備品購入だとかこういう部分については歳入の関わりがありますが、文化財総合的把握モデル事業については3年間で3,000万円という形で、ここの歳入の内訳見ますと国庫支出金として860万円が計上されといて一般財源の持ち出しはありません。今、説明を受けて、古都大宰府保存協会の文化財調査委託料も400万円を出すということですが、国から3年間にわたって補助金を3千万円近く受けるということですが、当然その国には報告義務が出てくるのかどうか。これだけの事業をやりました、先ほども言いましたように、調査をし文化財の発掘説明会を開いたり、文化財の大切さを市民に注意していかなくてはならない。太宰府市というのは、どこでも厳しい文化財保護という規制がありますが、3年にわたって国から補助金をもらった後の文化庁に対する報告、こういうものがどういう状況になるのか、その辺をもう少し付け加えて説明いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 文化庁が、将来の文化財をどう後世に遺していくか、そのための文化財、文化の基本構想を文化庁が作っていこうと、今からですね、そのために各市町村にモデル事業をやってもらって、それを吸い上げて、今後の文化財行政に生かしていこうという方向を作るためでございますので、当然太宰府市と文化庁で契約を結びます、委託契約をですね。そ

の委託契約の中には当然報告義務ございますんで、太宰府市で実際にやったモデル事業の具体的な内容を文化庁のほうに報告するという形にはなってまいります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一番問題は、市の15%を文化財として買い上げて、市長の施政方針の中に、どれだけ有効活用していくかというのがあるんですね。毎年、元利償還の補償、99%補償された史跡買い上げが地方債の中にあって交付金で来ているんですが、古都大宰府保存協会にも400万円出すということですが、本来は、維持管理、固定資産税も減っている、そういう状況の中で、出さなければならない国の交付税が減らされてきている。こういう状況で、古都大宰府保存協会にも400万円出している部分もありますが、そういう言い訳にされてしまうんじゃないかなど。もともと維持管理については、私ども説明を受けてきたのは、だいたい50円ぐらいの維持管理費は出していると、これだけの史跡地の管理にですね、1㎡あたり。それを計算してみると大変な額になるんですが、そんなお金は国は出している状況じゃないんですけど、このモデル事業で帳消しにされちゃ困るんですけど、その辺はどうされていますか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 維持管理をどうしていくかという問題は、当然、大規模史跡を太宰府市は抱えておりますんで、それはそれで、今後、後世に繋げるためにはどう管理していくかというのは大きな課題だと思いますけど、この基本構想は、今まで国の指定、登録とかいう制度でもって保護をして、将来へ伝えていこうという制度を作っておりましたけども、ただ指定だけをして大事にして保護するんじゃなくて、その指定した物件、太宰府市には大野城跡とか大宰府政庁跡とかいうものがありますけども、それと合わせて、その周辺の田園風景とか樹木とか、そういう環境も含めて総合的に文化財として、文化遺産としてとらえて、それをどう後世に引き継ぐかというものを、国としてはそういう政策を今後打っていこうということで、今回この文化財総合的把握モデル事業の委託の経緯と言いますかね、委託を受けたということでございますので、そういう部分は、太宰府市が今、保存活用計画ですね、その中で太宰府市市民遺産というまちづくりをしていこうという提唱、提言をしておりますので、それをいかに進めていくかということで、今回の事業はさせていただきたいというふうに思っております。武藤委員が言われたように、維持管理をどう行っていくかというのは非常に課題として、いろいろ検討しながら、国のほうへも要請とか要望とかも行っていきたいというふうには思っています。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、急にぼっと何ページに書いとったかって、もう大変なあなた達が立派な貴重な資料出していただいておりますけど、やはり一番大きな問題は、毎年7億円近く文化財買い上げてると。月山も今度買い上げましたしね。以前は固定資産税も入っていたのが、

固定資産税も入らないようになる。そういう状況の中で、やはり国に維持管理をどう補助金として出していけるかというのがやはり、計算すると大変な額になりますからね。その辺は、以前は私ども総務委員会で文化庁に対する文化財の維持管理について再三お願いに行ったことがあるんですけど、今、行政内部で毎年7億円近くの文化財買い上げによる、それに見合う維持管理だとか交付金の要請は行っているのかどうかですね。ただ、毎年買い上げなさいっていう形で買い上げて、いくらでもあるんですけど、その辺は交付税処置をやはり要望しないと文化庁あたり分からないんじゃないかなと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 市長が上京するたびに、国に特別交付税で補てんしていただくように、たびたび要望はしてあります。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

26ページ、10款教育費、5項保健体育費の1目保健体育総務費について、説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 13節委託料、工事設計監理等委託料64万5,000円及び15節工事請負費、営繕工事500万円につきましては、関連いたしておりますので、一括してご説明いたします。

平成4年4月に開設をいたしました太宰府史跡水辺公園が築16年を経過し、屋内プールの天井部分の鉄骨が湿気や塩素によるさびがひどく、腐食が進み、早急な改善が必要となったことから、今回は特に危険性の高いギャラリー部分の天井改修を行うため、設計監理委託料及び営繕工事費を計上させていただいております。なお、工事期間につきましては11月から翌1月までを予定いたしておるところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑ございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、指定管理者にしてるけど、その指定管理会社との関係でね、収益が減ったとか工事による悪影響が出たときに、先ほど渡邊委員から質問があってましたが、この500万円で工事をする、その間の営業補償的なものが発生するのかな。この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 一応、工事を予定しております部分が、先ほど申しましたようにギャラリー部分ということでございまして、屋内プールの直接の天井ではなくてですね、その横のガラス張りから下のプールを見下ろしながら、例えば子供さんの水泳の状態を保護者が上から見られるという部分でございます。したがって、工事期間中も屋内プールは通常どおり営業が出来るという状態で考えておりますので、今ご指摘の営業補償等については特にないと

いうふうを考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そのことを、事前に、工事設計監理等委託料が64万5,000円ですけど、私ども何回も見て分かりますが、そういう形でトラブルが起きないように、それと同時に指定管理業者とも問題が起こらないように、やはり協議をきちっとして、営業補償は求めないというふうにしておかないとですね。後からトラブルが発生するようなことのないようにはお願いしたいというふうに、お願いをします。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

11款災害復旧費、1項文教施設災害復旧費の1目文化財施設災害復旧費について、説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 災害復旧関係費、15節の工事請負費40万円について説明いたします。

今年の6月21日土曜日の昼間の豪雨によりまして、水城台の東側法面約20㎡が被災いたしましたので、この法面の復旧工事を行うものでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、歳入のほうにいきます。

12ページをお開けください。14款国庫支出金の3項委託金3目教育費委託金、15款県支出金2項県補助金の6目教育費県補助金、同じく15款、3項委託金の6目教育費委託金について、各所管より説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 14款3項3目の文化財総合的把握モデル事業委託金の860万円でございますが、これは先ほど歳出で説明いたしましたように、文化庁の委託を受けまして、太宰府市の受託事業という形になると思っておりますが、860万円を委託金で事業を展開いたします。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 6目の教育費県補助金について、ご説明させていただきます。

15万円でございますが、これは先ほど歳出の時、10款1項2目学校教育課庶務関係費でご説明いたしましたように、今年度県の指定によりまして重点課題研究指定委嘱校として太宰府中学校が指定をされております。そのための補助金として県から支出されるものでございます。

次に、3項委託金6目教育費委託金でございます。10万5,000円でございます。これも先ほどご説明いたしましたように、小学校理科支援員配置につきまして水城小学校、水城西小学校、太宰府西小学校が指定されております。そのための経費としての委託金が10万5,000円計上してあります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 12ページ、13ページについて、質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずこの指定委嘱、補助金の10分の10、15万円という形ですが、研究指定校としては何を課題に指定校にするんですかね。今、なかなか先生たちも大変なんですけど、指定校になるとその分だけ公開授業なんかしなきゃいけないけど、県教委の指定、まあ委嘱内容はどういう状況になっているんですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 県の指定は、15万円につきましては基礎的、基本的な知識技能の習得と、知識技能を活用する力、自ら考える力を育成する授業の指導のあり方を研究するものでございまして、対象教科といたしましては国語、社会、数学、理科、英語というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これは単年度、それとも2年、どちらになってますか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この授業につきましては、平成20年度、21年度、22年度の3カ年継続授業となっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、ここでは15万円ですが、3カ年事業で、来年、再来年として見込まれる委託金としては最終的には45万円ぐらいなのか、もう少し増える見込みがあるのかどうか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） ご質問に回答いたしますが、本年度は15万円でございますが、平成21年度につきましては20万円、平成22年度につきましては30万円ということで、合計55万円が見込まれております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14ページ、15ページをお開けください。17款寄附金1項寄附金1目教育費寄附金、18款1項基金繰入金1目基金繰入金、19款繰越金1目繰越金、21款市債4目教育債について、各所管より説明をお願いします。

市民図書館長。

○市民図書館長（吉鹿豊重） 先ほど図書購入費で補正をいたしました財源の内訳ということで、図書購入のために指定寄附ということで31万円をもらっておりますので、ここで計上させていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 基金繰入金でございます。この300万円、まほろばの里づくり事業基金から繰り入れをするものでございますけれども、先ほど説明いたしました第五次総合計画の業務委託料の300万円に全額充当をいたします。

続きまして、繰越金でございますけれども、黒字の中から今回の補正に必要な金額を繰り越しをしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 4目の教育債について、ご説明させていただきます。

これは歳出のところで先ほどご説明いたしましたように、安全・安心な学校づくり交付金事業によりまして水城小学校の耐震工事と水城西小学校の給食室の増築工事を行っておりますが、起債額が40万円多く見込まれるようになりましたので、その計上でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 14ページ、15ページについて、質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 基金の繰入金として、まほろばの里事業基金繰入金で300万円を取り崩しているわけですが、当初3,500万円というふうに、取り崩し額、積み立ては130万1,000円というふうに当初説明がございましたが、最終的には基金の繰入金関係で、平成20年度見込みとしては約4,050万円というふうにみておりましたが、この変動はだいたいどういうふうになりますか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まほろばの里づくり事業基金につきましては、当初3,500万円充当しております、今回の補正もありまして、9月の補正後の数字といたしましては5,790万円程度の残高になります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 繰越金としていろんな形で積み立てたいろんな部分もあるんですが、最終的には出納閉鎖が5月31日で終わりました。平成19年度の繰上償還、いろんな部分、財政的にして、今、決算認定を受けようとしていますが、9億3,183万5,000円が平成20年度に、これが完全な決定額として繰り越したというふうな形になるのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 約10億9,000万円の黒字がありまして、今回、9月補正で必要な額をそのうちから9億3,000万円充てて繰り越しをしておりますので、12月補正等の財源としては少し、まだあります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、だいたい1億円ぐらいは・・・ない。実質的にはだいたいどれぐらいが、決算、私のほうで見て、差し引いてみて、出納閉鎖後はまた別な部分、平成20年度になりますから。平成19年度の12月補正で、本来は給料改定があったりするとそれに充てなきゃならなかったんだけど、皆さんの給料改定は来年度はないという状況ですから。こういう財源的なものある一定確保しとかなきゃならなかったんですが、大変冷たい状況の中でね、あと残りの繰り越しとしては1億円もないかね。実質的にはいくらぐらいをみているのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 10億9,000万円から9,300万円を引いた金額というのが、ですから、いくらになりますかね、1億ちょっとの補正財源があるというふうにご理解いただいて、12月補正で人事院勧告とかいろんな補正等が例年出ております。そういうのも加味しまして、最終的に余裕が出るのか出ないのかというような形にはなると思います。一応、補正財源としては、一定の財源は確保しているという状況です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 太宰府市は独自に給料上げられるのか、人事委員会を持つとけばいいんですけど、最終的にありませんから国に従わざるを得ない。人事院勧告では皆さんの給料は下げると。管理職になればなるほど安くなるというかね、49歳ぐらいでもう昇給停止にもなる。だから、ある一定の給与の部分の定期昇給だけだと思うんですね。定期昇給はあるんでしょ、ほんの何号かの200円とか300円の、それだけだと思うんですけど。あと大きなその、1億円の中で12月でしなきゃならないという。今から先、議会でも論議していかなきゃいけないのは筑慈苑に加入するお金をどうするかとか、今後の北谷の北寿苑の維持管理、解体していくのかどうするか、そういう財政的な部分もあるんですね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 一応、黒字の分の数字としては1億円ちょっとありますけれども、歳入等の数字は予算と決算で乖離する可能性もございます。そういうのも含めまして一応財源としては確保しておりますけれども、最終的な決算でどうなるかというのは今のところはっきり申し上げることはちょっとできません。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

6ページをお開けください。第2表債務負担行為補正、契約管理システム保守委託料、契約管理システム賃借料、第五次総合計画策定業務委託料について、各所管より説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（轟満） 先ほど歳出でご説明いたしました、新しい契約管理システムを導入するためのものをございまして、契約管理システム保守委託料576万円、契約管理システム賃借料3,600万円の債務負担を補正計上させていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 第五次総合計画の策定業務委託料を先ほど申しましたように3カ年で考えておまして、本年度は300万円、平成21、22年度で650万円、合計950万円の予定にしております。当然、今のところ必要な事業を、見積りを精査した数字にしておりますので、これ以下の中で契約をしていきたいとは考えておりますが、平成21、22年度、残り2カ年の分で650万円を予定しております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 第3表地方債補正、小学校債について、説明をお願いします。  
学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 歳入歳出のところでご説明しましたように、小学校債につきまして40万円の増額補正をさせていただいているものでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終ります。

では討論を行います。議案第80号の当委員会所管分に対して、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第80号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第80号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 請願第4号 「郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願」

○委員長（清水章一委員） 日程第11、請願第4号「郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願」を議題とします。

この請願について、ご意見はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） この請願を配布された後内容を見たんですが、非常に大ざっぱな言い方をすると、いわゆる郵政民営化前に戻せというふうにも取れるような内容とも私はとらえまして、細かいところ言いますと、いくつか、なかなか難しいという点があるんですが、ただ、要請をしていただきますようということで、意見書を希望しているような内容ですので意見書をどうするかということで、その辺の審議を深めればというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私はだから提出者に説明をしたように、基本ですよ、ここが。郵政民営化の見直しという意見書を出して欲しいということだったから、私は賛成をしますよと。今だかつて私ども郵政民営化というのは一貫して政府が出したことについて反対をしてきたのに、こんな素晴らしい意見書を出してくれることはどういうことですかと、ありがたいことです。だから、郵政民営化の見直しをぜひして欲しいということですから。これは今だかつて、180度変わったのを、この表現を変えるということであれば、意見書を、これもう1回議会運営委員会か何かに戻して論議しないと。議会運営委員会で承認されて、ここに出てきてますから。だから、意見書の内容を今度は、郵政民営化後の見直しとかなってくると、また私どもあげて提案理由まであっていますから。私もそこで質問をさせていただいてね。これ賛成しますよと、いいことです。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ただいま武藤委員のほうからありましたけども、郵政民営化法の見直しに関する意見書を提出いただけないかというのがまず請願者の希望でございます。それに対しまして、郵政公社が分割民営化された昨年の10月以来、いろんなさまざまな弊害が出ていると申しますか、郵便局で提供しておりました金融サービスとか通信サービスが市民生活の安全保障を求めるために3年後の見直しがありますので、その3年後の見直しに市民生活を考慮した、よりよい民営化法を見直しを出来ないものだろうかというお願いが、この請願の主旨であるというふうに私は聞いておりますので、どうぞご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この中の内容を読んでおって、大変表題が、こういう状況が小柳委員、佐伯委員、大田委員のほうから出されて私もびっくりして、私のほうの請願書をあなた方が出してきたような、私もびっくりしたんですが。そこで、このユニバーサルサービスというのがはっきり言って、この表題に書かれているように見直しをいただきたいということですから。だから、法律が何年後に見直しがあるじゃなくて、郵政民営化法の見直しをということで意見書をあげることに賛成ですけど、これちょっと扱いたいということであれば、もう一度、この案まで、郵政民営化法の見直しに関する意見書案まで提出されたんですよ、表題までが。これを扱うということになってくると、ちょっとここで議会運営委員会に差し戻して、また最

終日に短時間でも意見の統一をせんと、議会運営委員会の承認事項にもなるんじゃないかと思うけど。一度差し戻しをお願いしたいと思うんですが。それとも、この部分についても保留扱いと。

○委員長（清水章一委員） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時 55 分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午後 2 時 30 分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

請願第 4 号「郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願」について議論いたしておりますが、審議の都合から日程を繰り上げまして、日程第 12、意見書第 5 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を先に議題といたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 12 意見書第 5 号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」

○委員長（清水章一委員） 日程第 12、意見書第 5 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

本意見書について、委員の皆さんから意見をお伺いします。ご意見はありませんか
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 全国市議会議長会の中でも、この「地方財政の充実・強化を求める意見書」が全国市議会議長会で、総理大臣から総務大臣、こういう形で再三に出されているということで、私ども全国市議会議長会の会報をいただいておりますが、それを見ても毎年出しております。書かれている内容についても、地方自治体に対して税源移譲と言いつつまだ税源移譲がされていない。一方では大変な地方自治体に対する負担になっておりまして、この 3 項目の内容については、ぜひ国に意見書を出すべきだと考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他に意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 他に発言がなければ、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第 5 号について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、意見書第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後2時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） ここで事前におはかりしておきます。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、所管調査や行政視察を実施する場合、委員の派遣承認要求書の提出につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

経営企画課長のほうから補正予算の説明があります。

○経営企画課長（今泉憲治） 申し訳ありません。先ほど繰越金のところで、補正財源が1億円と言っておりましたけども、修正をさせていただきます。

当初予算で1億3,000万円すでに繰り越しをしておりましたので、補正財源としては2,300万円強ということで、修正させていただきます。申し訳ありません。

○委員長（清水章一委員） これをもちまして総務文教常任委員会を散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午後2時29分

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年11月21日

総務文教常任委員会 委員長 清水章一